



～ あるけん！行くけん！選挙権！～



投票日 2/8(日) 第51回 衆議院議員 総選挙 第27回 最高裁判所裁判官 国民審査

2月8日は、衆議院解散に伴う衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。
大切な一票を国政に反映させるため、投票をお願いします。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、病気、天災や悪天候等一定の理由に該当することが見込まれる人は、投票日の前日までに期日前投票をすることができます。

期日前投票所の名称	投票の期間	投票の時間
市役所大会議室	1月28日(水)～2月7日(土) ※国民審査は2月1日から投票可能	8時30分～20時
日見公民館	2月5日(木)～2月7日(土)	10時～17時
市役所四浦出張所		
保戸島地区集会所		
無垢島地区集会所	2月1日(日)	10時～16時



最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、**2月1日**から投票可能となります。
1月28日から1月31日までは、小選挙区と比例代表の期日前投票のみ可能です。
※期日前投票所により、投票できる期間と時間が異なりますのでご注意ください。

投票資格

◆津久見市で投票できる人

- 平成20年2月9日までに生まれ、日本国籍を持ち、次のいずれかに該当する方です。
- ・生まれてから引き続き、津久見市に住所を有する方
- ・令和7年10月26日までに津久見市に転入の届け出をし、令和8年1月26日まで引き続き住んでいる方
- ・令和7年10月8日以降に津久見市から転出し、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない方

投票時の留意事項

- ◎投票用紙は、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類です。
- ◎投票の順序と方法
 - ①小選挙区選出議員選挙
「候補者の氏名」を書いて投票します。
 - ②比例代表選出議員選挙
「政党その他の政治団体の名称または略称」を書いて投票します。
 - ③最高裁判所裁判官国民審査
「やめさせた方がよい」と思う裁判官については、氏名の上の欄に「×」を書きます。
「やめさせた方がよい」と思う裁判官がいない場合は、何も書かないでください。

投票日当日の投票所と投票時間

投票区名	投票所	投票時間	投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～18時	第9投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第2投票区	津久見小学校体育館	7時～18時	第10投票区	漁村センター	7時～17時
第3投票区	千怒小学校体育館	7時～18時	第11投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第4投票区	旧第二中学校	7時～18時	第12投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第5投票区	青江小学校体育館	7時～18時	第13投票区	青少年研修センター	7時～17時
第6投票区	堅徳小学校体育館	7時～18時	第14投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第7投票区	長目小学校体育館	7時～17時	第15投票区	保戸島地区集会所	7時～17時
第8投票区	日見公民館	7時～17時			

※身体障害やその他の事由により投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない人は、投票所で係員に申し出れば、代理投票ができます。
※目の不自由な人は、点字で投票できます。

投票所入場券について

今回、衆議院議員総選挙の投票所入場整理券(ハガキ)について、公示日前に発送ができなかったため、期日前投票開始日に間には合いませんでしたが、投票所入場整理券(ハガキ)が無くても、期日前投票宣誓書を記載することで、期日前投票を行うことができます。

ただし、「最高裁判所裁判官国民審査」の期日前投票については、2月1日から投票可能となります。
(1月28日から1月31日までは、小選挙区と比例代表の期日前投票のみ可能となります。)

投票の秘密は守られます

あなたの投票は、他の投票所の投票とまぜあわせて開票されますので誰にもわかりません。
投票の秘密は憲法と公職選挙法とによって守られています。

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう

政治家は有権者に寄附を
贈らない！

有権者は政治家に寄附を
求めない！



明るい選挙の
イメージキャラクター
選挙のめいすいくん

政治家から有権者への寄附を
受け取らない！

津久見市明るい選挙推進協議会
津久見市選挙管理委員会

●問い合わせ ／ 津久見市選挙管理委員会事務局 ☎0972-82-4117